

4 年金受給者の皆さんへ。申告相談を行います。

☎ 税務課住民税係 ☎ 132～134

年金収入のみの人を対象に、確定申告と町・県民税申告の相談を行います。

▶対象者

平成24年中の収入が年金収入のみの人。

▶持ち物

- ・印鑑
- ・平成24年分の公的年金等の源泉徴収票
- ・生命保険、地震保険、社会保険料控除証明書等
- ・その他参考となるもの（障害者手帳等）※医療費、寄附金等の控除申告手続きの際は、必ず領収書を持参してください。
- ・申告者本人の口座番号がわかるもの（還付金が発生した場合に必要となります）
- ・送付された申告書

対象地区ごとの日程表

対象地区	日にち	受付時間	会場
藤久保	2月6日(水)	9:00～11:00	藤久保公民館
上富 北永井 竹間沢 みよし台	2月8日(金)	9:00～11:00 13:00～16:00	役場3階会議室

▶ご注意ください

- ・平成23年分以前の申告は受け付けません。
- ・作成済みの確定申告書は内容の確認はしません。預かりのみとなりますのでご了承ください。（受付印は押しません）

5 川越税務署から申告に関するお知らせ

☎ 川越税務署 ☎ 235-9411 ☎ 350-8666 川越市大字並木 452-2

●申告受付について

平成24年分の所得税、消費税および地方消費税、贈与税の申告期間と納付期限等は次のとおりです。なお、平日以外の受け付けは2月24日・3月3日の日曜日に川越税務署で行います。

▶申告の受付場所：川越税務署

▶申告受付時間：9:00～17:00

税目別申告期間と納付期限

税目	申告期間	納付期限
所得税	2月18日(月)～3月15日(金)	3月15日(金)
消費税、地方消費税	4月1日(月)まで	4月1日(月)
贈与税	2月1日(金)～3月15日(金)	3月15日(金)

※川越税務署へはできるだけ公共機関を利用し、お越しください。
※作成された申告書等は、必要書類と一緒に郵送等で提出することができます。

●公的年金等に係る雑所得がある人へ

公的年金等の収入合計金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得合計が20万円以下の場合、所得税の確定申告の提出は不要です。

- ・住民税の申告は必要です。
- ・雑損控除や医療費控除等による所得税の還付を受けるための確定申告書は提出できます。
- ・確定申告書の提出が控除適用の要件となっている場合は、確定申告書の提出が必要となります。

●申告書等の作成は便利なホームページで

国税庁のホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」で所得税の確定申告書、青色申告決算書、収支内訳書、消費税の確定申告書が作成できます。

作成した申告書等はプリントアウトし、添付書類と一緒にそのまま郵送等で税務署に提出することができます。税務署に出向かずに作成できますので、ぜひご利用ください。

国税庁ホームページ：http://www.nta.go.jp

●白色申告の人は収支内訳書の添付が必要です

事業所得や不動産所得、山林所得のある人で、確定申告書を提出する人は、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した収支内訳書を添付する必要があります。用紙は国税庁のホームページからダウンロードできます。事前にできるだけ記入し、早めの提出と納税にご協力ください。

●新たに課税事業者となった個人事業者の皆さんへ

消費税の納税義務が免除される課税期間の基準期間（前々年）の課税売上高の適用上限は、1千万円です。平成22年分の課税売上高が1千万円を超える個人事業者は、消費税および地方消費税の確定申告と納税が4月1日(月)までに必要です。

※日本国内に住所を持っている、または現在まで引き続いて1年以上居住している人は、所得が生じた場所が国内外問わず、そのすべての所得について所得税を納める義務があります。



2 町県民税に係る税制改正

☎ 税務課住民税係 ☎ 132～134

平成25年度の町・県民税から、生命保険料控除制度が改正され、平成25年1月1日から、退職所得にかかる町・県民税が改正になります。

●生命保険料控除の改正

(1)平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)

イ 介護医療保険料控除の創設

【控除額限度額】28,000円

ロ 一般生命保険料控除の縮減

【控除額限度額】35,000円→28,000円

ハ 個人年金保険料控除の縮減

【控除額限度額】35,000円→28,000円

※イ+ロ+ハの合計額の上限は、70,000円

■控除額の計算方法

年間の支払保険料等	控除額
12,000円以下	支払保険料等の金額
12,000円超 32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円
32,000円超 56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円
56,000円超	28,000円

(2)平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)

イ 一般生命保険料控除

【控除額限度額】35,000円

3 所得税の還付申告相談は2月12日から3月7日まで

☎ 川越税務署申告案内コールセンター ☎ 235-9411 または 税務課住民税係 ☎ 132～134

所得税の確定申告相談を、東上パールビル（川越駅西口徒歩1分）地下1階と三芳町役場3階会議室に開設します。

▶還付申告相談対象者と必要書類

全てに共通して必要なものは次の3つです。

1. 平成24年度分の源泉徴収票の原本（住所氏名が変わった場合は住民票の写し）
2. 印鑑
3. 預金口座番号がわかるもの（申告者名義人に限る）

①医療費控除を受ける人

- ・医療機関、薬局（医薬品のみ）等の領収書
- ・社会保険、共済組合等から補てんされた給付額がわかるもの
- ・生命保険会社等から支払われた入院給付金などがわかるもの

②住宅借入金等特別控除を受ける人（※注）

申告相談地区別日程表 ※①～④以外は川越税務署（☎235-9411）で申告してください。

対象地区	日にち	受付時間	会場	相談できる控除内容
町内全域	2月12日(水)～3月7日(水)	9:00～11:00 13:00～15:00	東上パールビル 地下1階	①④
上富・北永井	2月12日(水)	9:00～11:00 13:00～16:00	役場3階会議室	①②③④
藤久保	2月13日(木)・14日(金)			
竹間沢・みよし台	2月15日(金)			

※土・日・祝日は除きます。午前の相談開始時間は9:30からです。混雑状況により午前中に受け付けを行っても、相談が午後になる場合があります。

ロ 個人年金保険料控除

【控除額限度額】35,000円

※イ+ロの合計額の上限は、70,000円

■控除額の計算方法

年間の支払保険料等	控除額
15,000円以下	支払保険料等の金額
15,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円
40,000円超 70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円
70,000円超	35,000円

(3) (1)と(2)両方の保険料控除がある場合

(1)と(2)のそれぞれの計算式で求めた金額の合計額。（各控除額の限度は28,000円。合計額の限度は70,000円。）

●退職所得の改正

(1)退職所得に係る町・県民税に対する10%の税額控除が廃止されます。

(2)勤続年数5年以下の法人役員等に支払われるべき退職手当等から退職所得控除額を控除した後、その残額を2分の1にする措置が廃止されます。

※(1)、(2)ともに平成25年1月1日以降に支払われるべき退職所得から適用されます。

・住民票の写し ・家屋、土地の登記事項証明書

・借入金の年末残高証明書

・請負契約書・売買契約書等で取得価格のわかる書類の写し

③寄附金控除を受ける人

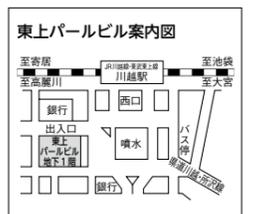
・寄附をしたときの領収書

④中途退職後、年末調整が済んでいない人、公的年金等の所得のみで、社会保険料等の控除を受ける人

・昨年支払った社会保険料、生命保険料、地震保険料の控除金額を証明できる書類

▶ご注意ください

平成23年分以前の申告は受けられません。※源泉徴収税のない人は還付金額は生じません。※①～④以外の受付はできません。（東上パールビルでは②・③の申告はできません。）



（※注）住宅借入金等特別控除を受ける人：増改築、認定長期優良住宅の新築等、住宅借入金を連帯債務、ローンの借り換えおよびマイホームを譲渡された人は除きます。